

令和3年度大磯町教育委員会第8回定例会議事録

1. 日 時 令和3年11月18日（木）
開会時間 午前9時30分
閉会時間 午前10時48分
2. 場 所 大磯町役場4階第1会議室
3. 出席者 熊 澤 久 教育長
濱 谷 海 八 教育長職務代理者
曾 田 成 則 委員
トーリー 二葉 委員
大 槻 直 行 教育部長
瀬 戸 克 彦 町民福祉部長
波多野 昭 雄 学校教育課長
柳 田 美千代 子育て支援課長
谷 河 かおり 生涯学習課長兼生涯学習館長
國 見 徹 生涯学習課郷土資料館長
佐 藤 聡 生涯学習課図書館長
北 水 慶 一 歴史・文化担当主幹兼郷土資料館副館長
添 田 健 学校教育課主幹兼教育指導係長
片 野 剛 志 学校教育課企画調整担当係長
田 中 恵 子 （書記）学校教育課副課長兼教育総務係長
4. 欠席者 なし
5. 傍聴者 1名
6. 付議事項
議案第17号 令和3年12月補正予算における教育委員会関連予算要求について
議案第18号 令和3年度大磯町教育委員会の点検・評価について
議案第19号 学校教育法施行細則の一部を改正する細則について
議案第20号 大磯町教育委員会規則で定める申請書等の押印及び署名の特例に関する規則
7. 協議事項
協議事項第1号 令和4年度教育委員会関係当初予算要求に係る協議について
8. 報告事項
報告事項第1号 令和3年度大磯町成人式の開催について
報告事項第2号 町立幼稚園への令和4年度入園応募状況について
9. その他

教育長) 皆様、おはようございます。本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから令和3年度大磯町教育委員会第8回定例会を開催いたします。本日の会議の内容ですが、付議事項4件、協議事項1件、報告事項2件でございます。本日は4名全員出席しておりますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項の規定により、定例会は成立いたしました。

現在、傍聴を希望される方が見えておりませんが、希望者が見えたら、大磯町教育委員会会議規則第12条及び第17条の規定により傍聴を許可したいと思います。

【令和3年度第7回定例会の議事録の承認】

教育長) それでは、はじめに「令和3年度第7回定例会議事録」の承認をお願いします。

まず「令和3年度第7回定例会議事録」は、お手元に配付しました内容のとおりでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、「令和3年度第7回定例会議事録」については、ご承認いただいたものといたします。

諸行事につきましては、執行状況表のとおりです。今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。

また、10月定例会から本日までの間に、教育長に委任された事務で重要なものに関する事、専決した事項に関する事についての報告はございません。

本日の報告は、以上でございます。

【議案第17号 令和3年12月補正予算における教育委員会関連予算要求について】

教育長) それでは、議事に入ります。はじめに、議案第17号『令和3年12月補正予算における教育委員会関連予算要求について』を議題といたします。書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第17号『令和3年12月補正予算における教育委員会関連予算要求について』、本文については省略いたします。令和3年11月18日提出、大磯町教育委員会教育長、熊澤久。

以上です。

教育長) それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第17号『令和3年12月補正予算における教育委員会関連予算要求について』、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、令和3年12月補正に係る予算要求について、教育委員会の意見を伺うため、提案するものでございます。

詳細につきましては、学校教育課長が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

学校教育課長) 議案第17号『令和3年12月補正予算における教育委員会関連予算要求について』、ご説明いたします。

別紙をご覧ください。はじめに、学校教育課分を説明いたします。

まず、歳入ですが、予算科目は、款・項が共に寄附金、目が教育費寄附金、節・細節が共に小学校費寄附金です。こちらは、本年4月に「学校の中で児童が活用できるもの

にあててほしい。」と、篤志家の方より匿名でご寄附いただいたものになります。

続いて、歳出です。予算科目は、款・項・目が教育費・小学校費・学校管理費、事業名・節・細節は学校運営事業・備品購入費・学校備品購入費です。こちらは、寄附金を活用し、大磯小学校の備品、体育マット等を購入するための費用を予算計上するものでございます。

次に、生涯学習課分をご説明します。

予算科目は、款・項・目は教育費・社会教育費・社会教育総務費、事業名は文化祭開催事業、節・細節は記載のとおりでございます。新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、「おおいそ文化祭」を中止したことにより、予算額を減額するものでございます。

説明は以上です。

教育長) ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願いします。

<質疑応答なし>

教育長) 質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。議案第17号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第17号『令和3年12月補正予算における教育委員会関連予算要求について』は、原案どおりご承認いただいたものといたします。

【議案第18号 令和3年度大磯町教育委員会の点検・評価について】

教育長) 次に、議案第18号『令和3年度大磯町教育委員会の点検・評価について』を議題といたします。書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第18号『令和3年度大磯町教育委員会の点検・評価について』、本文については省略いたします。令和3年11月18日提出、大磯町教育委員会教育長、熊澤久。以上です。

教育長) それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第18号『令和3年度大磯町教育委員会の点検・評価について』、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、報告書を大磯町議会へ提出し、併せて公表することについて、教育委員会の意見を伺うため、提案するものでございます。

詳細につきましては、学校教育課長が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

学校教育課長) 議案第18号『令和3年度大磯町教育委員会の点検・評価について』説明いたします。

点検・評価については、本年度も6月より作業を開始し、これまで時間をかけて令和2年度の取組みについて点検、評価を行っていただきました。

10月の定例会では、点検・評価(案)についてご協議いただき、ご意見をいただきました。

本日の議案につきましては、先月の定例会でのご意見、「あらゆる会議が書面会議等になる中で、教育委員会定例会は毎月開催された。」コロナ禍においても定例会を開催してきたことを18ページの総合評価に加筆しております。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

教育長) ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願ひします。

トリー委員) 点検・評価に関しては、今まで何回も擦り合わせして、協議してまいりましたので、特に異議のあるものではございません。これで結構だと思います。

私どももまた、これをしっかりと肝に銘じさせていただいて、また来年度に向けて気を引き締めてやっていこうと思います。どうもありがとうございました。

教育長) ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。議案第18号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第18号『令和3年度大磯町教育委員会の点検・評価について』は、原案どおりご承認いただいたものとします。

【議案第 19 号 学校教育法施行細則の一部を改正する細則について】

教育長) 次に、議案第 19 号『学校教育法施行細則の一部を改正する細則について』を議題といたします。書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第 19 号『学校教育法施行細則の一部を改正する細則について』、本文については省略いたします。令和3年11月18日提出、大磯町教育委員会教育長、熊澤久。
以上です。

教育長) それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第19号『学校教育法施行細則の一部を改正する細則について』、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、学校教育法施行細則の一部を改正するにあたり、「大磯町教育委員会教育長事務委任規則」第2条第1項第2号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めらるるものでございます。

詳細につきましては、学校教育課主幹が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願ひいたします。

学校教育課主幹) 議案第 19 号『学校教育法施行細則の一部を改正する細則について』説明させていただきます。

ページをめくっていただくと、第 19 号様式の 2 から改正案がございますが、まず、議案第 19 号の説明資料をご覧ください。なかばほどまでめくっていただくと説明資料がございます。こちらの 1 ページ、資料 1 の「小学校及び中学校指導要録の様式の変更の概要について」をご覧ください。

改定の理由について記載しております。「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について」の通知文書により、オンライン等を活用して実施した特例の授業の記録を学年ごとに作成することになりました。このことに伴いまして、学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿となる小学校及び中学校指導要録の様式を改める必要が出てまいりました。

本議案は、その様式の変更について、教育委員会の承認を求めらるるものでございます。

なお、大磯町においては、第 5 波による緊急事態宣言の際、小学校で一部の児童を対象にオンライン授業を実施しております。

次に、2 ページをお開きください。資料 2 「学校教育法施行細則 新旧対照表」とな

ります。こちらの3ページの第19号様式の2、それから、4ページの第19号様式の3については変更はございませんが、5ページに、今までなかった別記として、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録を追加いたしました。こちらは小学校の通常学級の指導要録でございます。こちらの新旧対照表ですと印刷が、大変申し訳ございませんが不鮮明ですので、議案に戻っていただき3ページをご覧ください。こちらでご説明いたします。学年ごとに児童が登校できない理由、オンラインを活用した特例の授業の実施日数と参加日数、実施方法等を記載することになっております。小学校の通常学級だけでなく、小学校の特別支援学級、中学校の通常学級、中学校の特別支援学級の様式のいずれについても、別記として、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録を追加しております。

次に、説明資料にまた戻りますが、20ページの資料3をご覧ください。令和3年2月19日付けで文部科学省より発出された「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導の取扱いについて」の通知文書になります。このうち、23ページの中段、「(3) 指導要録上の取扱い」をご覧ください。こちらが改正のポイントとなります。「非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒については、従前から指導要録上の出欠の扱いにおいて、登校できなかった日数は『欠席日数』としては記録しないこととされているため留意すること。」と記載されています。

続けて、「その上で、非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒については、以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には、指導要録の『指導に関する記録』の別記として、本通知の別紙1から別紙4までに示す記載することが適当な事項に留意しながら、非常時にオンラインを活用して実施したと特例の授業等の記録について学年ごとに作成すること。」と記載されています。この文言を受けて、細則の改正を付議しました次第です。

説明は以上になります。ご審議をよろしく願いいたします。

教育長) ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願いいたします。

濱谷委員) 大磯の学校では、一部の児童生徒に関してはオンライン授業を実施したということですが、それを前提として質問します。3ページの様式、「オンラインを活用して」という、こちらを作るのですね。

事例として、一部の児童生徒がオンラインの授業をしたとすると、まず要録にどのような内容が書かれるのでしょうか。児童が登校できない事由として。

学校教育課主幹) 記載の例ですけれども、児童が登校できない理由については、「新型コロナウイルス感染症の感染へのリスクを考えて登校しない」といったことになるかと思えます。

濱谷委員) わかりました。そして実施日数についてはどうでしょうか。

学校教育課主幹) 大磯小学校・国府小学校共に、9月に毎日1時間程度オンラインによる授業を行っておりました。各クラスで、ゼロのクラスもいたのですが、1人から2人程度、登校できないお子さんがいらっしゃいましたので、そのお子さんに対して授業を行いました。こちらの実施日数と実際に参加した日数を記載するということになり

ます。

実施方法等は、ビデオ会議アプリによる双方向での授業等になるかと思います。

濱谷委員) わかりました。その他の学習等というのは、指導主事のほうからは何も、事例としては小学校のほうで通知はしないのですか。何かこういうことがあるのではないかというような事例はありませんか。

学校教育課主幹) 今のところは、具体的には ZOOM を活用しての授業しか聞いておりませんので、その他の学習等は例がないかなと思うのですが、相談があれば確認をして記載例を示したいと思います。

濱谷委員) わかりました。それでは、しっかりと記載例の説明をしてあげてください。お願いいたします。

教育長) ほかにいかがでしょうか。

トーリー委員) 今、オンラインは大体、一日一時間程度ということですが、例えば、親御さんがコロナ感染を懸念して完全に自宅で学習という場合、それで学習の進行具合といますか、充分なのですかというとおかしいですけど、その辺のフォローはどういう風になっているのか、具体的にお聞かせください。

学校教育課主幹) 実は、ある小学校において、一日一時間程度では学習が充分ではないというご要望をいただいたご家庭がございました。そのご家庭については、担任と学校管理職が相談して、全時間、ほぼ8割、9割程度の時間、配信して学習を行ったということがございます。なかなかご家庭で学習のフォローができないということもございますので、その場合には相談に応じて実施していたという経緯がございました。

トーリー委員) わかりました。人数が増えてくるとちょっと対応が大変になりますかね。ありがとうございます。

曾田委員) 今のある学校というのは大磯町を指していますか。

学校教育課主幹) 大磯町の小学校です。

曾田委員) わかりました。

教育長) ZOOM で生配信以外の学習の実施というのは、当然、今回のコロナに限らず、不登校の子どもに対してもそれなりに対応しているのが現実でございますので。すべてがそのまま生配信するというのが学習ということではないですけれども、今の要望のとおり、家庭によっては「朝から晩までちゃんと生配信してよ」という家庭もございましたものですから、できる範囲で対応するということになるかと思います。

ほかによろしいでしょうか。それでは質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。議案第19号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第19号『学校教育法施行細則の一部を改正する細則について』は、原案どおりご承認いただいたものとします。

【議案第20号 大磯町教育委員会規則で定める申請書等の押印及び署名の特例に関する規則】

教育長) 次に、議案20号『大磯町教育委員会規則で定める申請書等の押印及び署名の特例に関する規則』を議題といたします。書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第20号『大磯町教育委員会規則で定める申請書等の押印及び署名の特例に関する規則』、本文については省略いたします。令和3年11月18日提出、大磯町教育委員会教育長、熊澤久。

以上です。

教育長) それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第20号『大磯町教育委員会規則で定める申請書等の押印及び署名の特例に関する規則』について、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、行政手続きの簡素化及び町民の利便性の向上を図るため、「大磯町押印等見直し方針」に基づき見直しを実施するにあたり、新たな規則を制定するため、「大磯町教育委員会教育長事務委任規則」第2条第1項第2号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、学校教育課長が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

学校教育課長) 議案第20号『大磯町教育委員会規則で定める申請書等の押印及び署名の特例に関する規則』について、ご説明します。

説明資料の1ページ、行政手続きにおける押印等の見直しについてをご覧ください。

はじめに、「1 趣旨」です。押印等の見直しについては、国においては、新型コロナウイルスへの対応やデジタル化の推進に向け、抜本的な見直しが行われています。これにあわせ、各地方公共団体においても押印等の見直しが求められており、大磯町においても、町の行政手続きに対する町民や事業者等の負担を軽減し、今後の行政手続きのデジタル化に向けた環境整備のため、内閣府が示した「地方公共団体における押印見直しマニュアル」を参考に、町民や事業者等が町に行う行政手続きや、職員による内部手続きにおけるすべての文書を対象に、押印及び署名の見直しを行うというものでございます。

「2 見直し結果」です。表をご覧ください。こちらは、町が押印や署名を求めている手続、10月15日時点の町全体、こちら教育委員会も含まれますが、町全体の手続きを抽出したものです。手続数に記載のとおり1,558件の行政手続及び内部手続が抽出されました。表の縦軸は、押印等を必要とする根拠規定等により、「ア 条例によるもの」、「イ 規則等によるもの」、「ウ その他」に分類し、横軸は見直しを行った結果、どのように対処していくかで、「① 変更」、「② 引き続き検討」、「③ 現行どおり」に分類し、それぞれ内訳を示しています。

「① 変更」は、これまで手続きに必要とした押印や署名を、身分証明書の提示などにより本人確認を行うことで、手続ができるようにするというものです。

「② 引き続き検討」は、押印や署名である必要性は小さいものの、現行では、押印等以外の代替手段のないものとなっています。

「③ 現行どおり」は、現段階では押印等の取扱いを変更することができず、これまでと同様に押印や署名を求める必要のあるものが該当します。

それぞれの具体的な手続きについては、表の下の①から③に記載のとおりでございます。

2ページをご覧ください。「3 今後の予定」です。

「(1) 例規改正等」です。押印等を不要とするための条例や規則等の改正になります。アからウとありますが、「ア 条例により規定されている手続」は、政策課が行いますが、イの手続きは教育委員会で必要な手続きとなり、ウの手続きは各所管課での対応となります。

「イ 規則、規程、要綱等に規定されている手続」は、町規則や告示で定めているもので、対象件数が膨大になりますので、一括して押印等の扱いを変更する特例規則及び告示を制定して対処し、12月1日から適用いたします。

次に、「ウ その他の手続」ですが、こちらは、条例や規則での定めはないものの、申請書等に押印等を求めている手続でございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長) ただいま、事務局から説明がありました。ご質問、ご意見があればお願いします。

曾田委員) この押印の話は、先の河野大臣の発言によってスタートしたという風に受け止めてよろしいでしょうか。

学校教育課長) そのとおりでございます。

濱谷委員) これでまずどのくらい削減されますか。

学校教育課長) 説明資料の3ページをご覧ください。3ページに、対象とする申請書等一覧が記載されております。規則上の申請書等が30様式。また、5ページ・6ページをご覧くださいなのですが、こちら要綱の方で定めている様式がございます。こちらが90様式。合計120の様式が削減されるということでございます。

濱谷委員) そうすると、全体の押印で処理をされている何パーセントぐらいになりますか。アバウトで結構ですけれども、どのくらいが簡略化できるのでしょうか。

学校教育課長) 1ページの表に対象の例規の本数がございます。現行が1,426ありますので、教育委員会としては、そのうちの120ということになります。

濱谷委員) はい、わかりました。

曾田委員) これは町とか市によって項目が変わるのですか。町で決めた規則が載っているのですか。

学校教育課長) 同じような規則はあると思いますが、町独自の規則も存在します。

曾田委員) 存在するというのはこの町で決めたことですね。

学校教育課長) 町独自の、特にこれというものは今お示しできませんが、町独自の規則、要綱というものも存在します。

曾田委員) これは大磯町で決めたことで、例えば相模原市とでは多少変わりますよね。そここれとは別という理解でよろしいですね。

学校教育課長) 相模原市も条例、規則、要綱等で、色々様式を定めていると思いますけれども、このような形で署名押印等が省略されると、そのように理解しております。

教育部長) 補足なのですが、この改正にあたりましては、令和2年12月18日に内閣府のほうから「地方公共団体における押印見直しマニュアル」というものが出ておりました。それに基づいて、それぞれの市町村が押印の見直しの方針というのを定めております。その中には、今お話にあったとおり、国の法令等によって押印が求められているもの、あるいは県の条例によって押印を求められているものがあり、その最後に、それぞれの市町村で条例とか慣例によって押印しなさいと求めているものもありますので、そういったものすべてに見直しをなさいというマニュアルが出ておりました。国、県、町といった形になっております。ですので、ほぼほぼ同じだと思いますが、文言とか求めるものは若干違うかなという風に理解しています。

曾田委員) それを聞いてよくわかりました。ありがとうございました。

教育長) ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。

濱谷委員) わからないので、具体的に教えてほしいのですけども。例えば5ページ、様式のところに「振替授業について」がありますが、職員が出してくるわけですよね、振替授業の届をね。これが押印はいらないから、サインになるというわけですか。

学校教育課長) これは、校長名で用紙が出てくれば、特にサインも印鑑も必要ないということですよ。

濱谷委員) わかりました。ありがとうございます。

教育長) メールのやりとりで、プリントアウトすることになりますから、要するに、印字されたものそのまま、ただ判がないよということになる。そういうことが多いのではないかと思います。なかなかサインを必ずしなくてはいけないという規定は少ないと思います。

他にはいかがでしょうか。それでは質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。議案第20号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第20号『大磯町教育委員会規則で定める申請書等の押印及び署名の特例に関する規則』は、原案どおりご承認いただいたものとします。

【協議事項第1号 令和4年度教育委員会関係当初予算要求に係る協議について】

教育長) 続きまして、協議事項に移ります。協議事項第1号『令和4年度教育委員会関係当初予算要求に係る協議について』、事務局より説明をお願いします。

教育部長) 協議事項第1号『令和4年度教育委員会関係当初予算要求に係る協議について』、説明をいたします。

令和4年度教育委員会関係当初予算を要求するにあたり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を伺うため、協議を行うものでございます。

詳細につきましては、各所属長が説明いたしますので、よろしくご協議くださるよう、お願いいたします。

学校教育課長) 学校教育課は、資料の1ページから5ページになります。主な事業の変更点について説明させていただきます。

1ページをご覧ください。教育総務費です。

はじめに、「教育委員会運営事業」です。こちらの事業は、教育行政の円滑な運営を図るための事業でございます。事業内容に変更はありませんが、新たに部活動の大会出場横断幕の作成費用を予算計上しております。中学生の部活動ですが、活躍し関東大会や全国大会までいくケースもございます。このことから作成費用を新たに計上いたしました。

次に、「事務局運営事務事業」です。こちらの事業は、教育委員会庶務事務、学校教育事務を効率的に行うための事業でございますが、増額の主なものとして、今後予測される雨量等の気象情報について、学校が登下校時の対策を素早く確実に行うことができるよう、ピンポイントの気象情報の配信サービスの提供を受けるための費用を新たに計上しております。サービスの提供を受けることで、経験や勘に依存しない、高いレベルでの判断、対応が可能となります。

また、現在、学校と保護者間の連絡ツールとして無料のアプリ、マチコミメールを利用しているところですが、新たな学校保護者間の連絡サービスを導入するための費用を計上しております。このサービスは、PCやスマートフォンから利用できるチャットサービスで、教職員からの通知や連絡、アンケートの実施や回収、保護者からの遅刻、欠席連絡の機能が盛り込まれています。国内のデータセンターを利用することで安全性が担保された環境で、学校・保護者間の連絡を行うことができますようになります。

次に、「学校教育指導振興事業」です。こちらの事業は、学校研究の活性化、授業改善による児童・生徒の学力向上実践研究への取り組みや、AETを学校に派遣し、指導の充実や生徒の安全確保を図るための事業でございます。減額の主なものとして、中学校武道指導者講師謝金及び産業能率大学インターンシップ学生旅費を廃止しています。今まで柔道や剣道の授業において外部指導者による授業を行っていましたが、現在は体育の教員が教えていますので、武道指導者講師謝金を廃止しています。

続いて、「健康管理事業」です。こちらは、児童・生徒・教員の健康の保持・増進を図ることや、児童・生徒及び学校教職員等に対し、年1回健康診断を実施し、教職員に対してはストレスチェックを実施するための事業でございますが、増額の主なものとして、新型コロナウイルス感染症対策のため、就学時健診の会場を小学校体育館に変更することに伴う会場設営費用を新たに予算計上したことから増額となっております。なお、令和3年度につきましては、補正予算で対応させていただきました。

次の「教育研究所維持管理・運営事業」については、教育研究所の適切な維持・管理及び各種事業の充実を図り、その運営に努めていくための事業です。増額の主なものとして、相談体制を充実させるため、チーフスクールソーシャルワーカーの勤務日数の増加。また、教育研究所の修繕料、具体的には、2階手すりの修繕、玄関ガラスの修繕、軒樋の修繕、そのほか、急な修繕に対応するための修繕一円費を新たに予算計上しております。

「児童・生徒指導支援事業」については、児童・生徒指導上の諸問題に対応するための体制を整備するための事業です。増額の理由としては、最近では、学校におけるいじめに関する対応も多くなってきており、重大事態に至った場合の費用として、第三者の調査員に対する謝金の費用を増額しています。

次に「コミュニティ・スクール運営事業」です。こちらは新規事業ですが、現在準備を進めているコミュニティ・スクールの運営に係る予算で、学校運営協議会の委員報酬、また、円滑な運営に向けた研修会の開催費用等を予算計上しています。なお、コミュニティ・スクール推進体制構築事業については、廃止とさせていただきます。

2ページをお開きください。

次に、「高校生就学支援事業」です。こちらは、経済的理由により私立学校への就学が困難な家庭に対し就学支援補助金を支給するための事業でございます。昨年度と変更はございません。

次に、「大磯町立小中学校空調設備借上事業」です。こちらの事業は、小・中学校4校の空調整備に係る事業です。安全・安心な学校施設、環境整備を進めるため、長寿命化計画に基づく計画的な学校施設の点検・修繕を実施する中、緊急的な課題である小学校給食調理室への空調設備の設置を新たに実施するものです。空調が未設置の小学校給食調理室では、真夏に室温が40度近くになることもあり、労働環境として看過できな

い状況でございます。空調設備の設置により、労働環境の改善、ひいては、安定的な給食・教育環境の提供を行っていきたいと考えております。

次に「学校職員校務用コンピュータ整備事業」です。こちらの事業は、小・中学校4校に校務用パソコン及び校務支援システムを導入し、教職員の職場環境の充実を図るものでございます。大きな変更はありませんが、新たに校務用パソコン等の修繕料を予算計上しています。

次に、「要保護・準要保護児童生徒就学援助事業」です。こちらは、経済的理由により就学が困難な家庭に対し、学用品、給食費等の一部を支援するための事業となります。昨今の食材価格の上昇や授業時数の増加に伴う実施回数の増加により、給食の質を維持することが難しくなったことから、令和4年4月より給食費を値上げいたしますが、その値上げ分を就学援助費として上乗せするための予算を増額しています。

次に、「特別支援教育就学奨励事業」については、特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に対し、学用品費等を一部助成し、その経済的負担を軽減することで、特別支援教育の充実を図るための事業でございます。こちらの事業についても給食費の値上げの一部を就学奨励費として助成するため予算を増額しています。

3ページをご覧ください。続いて、小学校費です。

「学校運営事業」については、学校運営に必要な教材費、維持管理等の経費などの学校運営に関わる事業です。大きな変更はありませんが、学校備品については各学校から要望があったものを予算計上しています。詳細は記載のとおりでございます。なお、児童派遣費補助金、こちらは小学校の音楽クラブに対する補助金ですが、地域への移管のため廃止としています。

次の「学校施設・設備維持事業」については、学校施設設備の維持管理及び老朽化等による修繕に関する経費です。2校共通の費用として、大磯小・国府小共に、開校100周年として50年前に埋めたタイムカプセルの発掘費用を計上しております。そのほか、大磯小学校はオープンスペースへのカーテンの設置、図書室スライディングウォールの撤去等を、国府小学校は教室の床をカーペットから塩ビの床に張り替える費用、保健室の水回りの修繕等を予算計上しています。また、国府小学校については、老朽化した放送設備の更新工事や渡り廊下の修繕工事を、そのほか修繕用材料費として削れた校庭に入れる砂を購入するための費用を計上しております。

次に、「学校プール管理運営事業」です。学校施設におけるプールの運営を行う事業です。学校プールについては、6月中旬からの水泳授業に対応するため、5月よりプール、プールサイド、排水溝、トイレや更衣室等の清掃、水入れ作業等を学校の教職員や学校教育課の職員が行っているところです。水泳授業が始まると、教頭は、毎朝塩素の確認作業、水素イオン濃度の測定、ろ過器の点検などを、また、水泳授業中はプールの監視等、授業が行われている期間、日中はプールサイドでの勤務が続く状況となっております。このことから、教職員等の働き方改革を進めるため、この清掃等にかかわる業務を委託で行うため新たに予算を計上しております。

次に、「コンピュータ教育推進事業」については、GIGAスクール構想で導入した情報機器を活用し、情報教育の充実を図るための事業です。新たに、コンピュータ等修繕料、こちらを計上しています。また、Googleが教育機関向けに提供しているグループウェアを活用するための費用を計上いたしました。こちら、課題配布や小テストなどが行える学習支援ツールなどの機能が備わっているものです。そのほか、英語授業用パソコ

ン、無線カラープリンタの購入費用を計上しています。

4 ページをご覧ください。

次に、「学校給食運営事業」です。こちらの事業は、学校給食の運営に必要な衛生用品及び調理器具等を購入し、衛生的かつ安定した給食運営を図るものです。新型コロナウイルス感染症対策に係る消耗品代等を新たに予算計上しています。また、先ほど就学支援に係る事業において説明させていただきましたが、来年4月より給食費を値上げいたします。保護者の経済的負担を軽減するため、その値上げ分を補助金として助成するための費用を計上しております。

次に、「学校給食施設・整備維持事業」です。こちらは、学校給食の安定した提供を図るための事業です。給食室の害虫駆除殺菌消毒を拡充するほか、スポットエアコンの清掃を行います。また、給食用備品として、食器洗浄機、冷凍冷蔵庫、ガスフライヤー、消毒保管庫、炊飯器の購入費用を計上しております。

次に、「小学校給食調理業務事業」です。こちらは教育委員会定例会において何度かご説明させていただいていますが、国府小学校の給食調理業務等を民間事業者へ委託するための費用です。委託期間は、安定した給食を継続的に提供するため、3年間を予定しています。委託事業者の選定方法については、企画提案方式、プロポーザル方式とし、長期継続契約で契約する方向で、現在、優先交渉権者選定に向けた準備を行っているところです。

5 ページです。続いて、中学校費になります。

「学校運営事業」については、小学校と同様に、学校運営に必要な教材費、維持管理等の経費などの学校運営に関わる事業です。事業内容に変更はありませんが、新型コロナウイルス感染症対策として、高校入試関係書類の郵送料を計上しています。また、学校備品購入費として、生徒用の椅子などを予算計上しています。詳細は記載のとおりです。

次の「学校施設・設備維持事業」については、学校施設設備の維持管理及び老朽化等による修繕に関する経費です。大磯中学校中庭の高木の伐採を行うほか、通常の樹木剪定についても予算を増額しています。修繕については、記載のとおりとなります。また、大磯中学校3号館トイレを一部洋式化するなどの改修に関わる費用や、テニスコートの砂の購入費用を予算計上しております。

次の「コンピュータ教育推進事業」については、GIGA スクール構想で導入した情報機器を活用し、情報教育の充実を図るための事業です。小学校と同様に、新たに、コンピュータ等修繕料とグループウェアを活用するための費用を計上しています。

次の「学校昼食運営事業」については、中学校昼食を支援するための事業となります。希望注文制の弁当の配送に係る費用のほか、昼食に対する経済的負担を軽減するため昼食費の補助を行うための費用、補助金ですけれども、こちらを予算計上させていただきました。補助金は希望注文制の弁当を頼む、頼まないに関わらず、同額を補助したいと考えています。予算計上にあたり、PTA 役員へのヒアリングや保護者へのアンケートを実施し、検討してきた経緯がございます。また、希望注文制の弁当の美味しさを知っていただくきっかけ作りの機会を設けたいと考え、そのための費用を計上しています。そのほか、新入生に対しては、昼食、希望注文制の弁当を知ってもらうためのお試し弁当というものを実施したいと考えています。

学校教育課は、以上です。

子育て支援課長) 子育て支援課の教育費、幼稚園に係る令和4年度予算要求についてご説明いたします。

資料の6ページをご覧ください。はじめに、幼稚園費の「幼稚園運営事業」ですが、町立幼稚園2園の運営に必要な消耗品や旅費、各種負担金のための費用となっております。令和4年度の当初予算につきましては、新たに学校運営協議会委員の報酬を要求しております。

次に、令和6年度に民営化こども園を開園する運営事業者を選定するための選定委員会を開催するため、認定こども園設置運営事業者選定委員会の委員謝金と応募事業者の財務審査を行うため、税理士等への謝金を要求しております。

次に、各園の備品購入費としましては、大磯幼稚園はキャスター付きホワイトボードを、たかとり幼稚園はカラープリンタと掃除機を要求しております。

続きまして、「幼稚園施設・設備維持事業」です。この事業は、施設・設備の維持管理、保守点検などの費用を計上しております。まず、次年度の修繕箇所といたしましては、大磯幼稚園は送迎者通路の平板ブロック修繕を、たかとり幼稚園は遊戯室トップライト修繕、園児用手洗修繕、保育室連絡用インターホン設備工事を要求しております。

次に、令和6年度に認定こども園が開園する前の緊急的な待機児童対策としまして、選定された事業者に今の大磯幼稚園の施設内において小規模保育を実践していただくために、施設改修費を新たに要求しております。

子育て支援課の教育費、幼稚園に係る令和4年度当初予算の説明については以上となります。

生涯学習課長) 続きまして、7ページ、生涯学習課生涯学習係の当初予算を説明いたします。生涯学習係では9つの事業立てをしております。

1つ目の「社会教育委員会協議運営事業」につきましては、社会教育委員に係わる事業でございます。社会教育委員への報酬や旅費を計上してございます。令和4年度は社会教育委員会協議を年3回開催し、『生涯学習推進計画』の進行管理を行ってまいります。

次に、「青少年指導員連絡協議会運営事業」です。県と町教育委員会から委嘱している青少年指導員に係わる事業です。青少年指導員の謝金や活動に対する保険、また、事業の消耗品代を予算計上しております。

次に、「社会教育総務運営事務事業」でございます。社会教育全般の運営のための予算として、生涯学習関連事業年間予定表の印刷、職員の研修・会議参加費用や郵送料などを計上しております。

次に、「生涯学習推進事業」でございます。こちらは、各種講座、教室の開催費用のほか、PTA や子ども会への助成などを行っている事業でございます。令和4年度につきましては、特に、青少年おもしろ講座を実施し、中学生を対象に旧吉田茂邸を活用した体験学習講座や体験クッキングを実施し、体験学習事業の拡充を図りたいと考えております。また、デジタル格差の解消を目的としましたパソコンやタブレット端末を用いた講座を開催したいと考えております。講座で使用しますパソコンにつきましても、新規のリースを予算計上してございます。

次に、「成人式開催事業」です。実行委員会の企画・運営による成人式に関する事業となります。会場使用料や記念品代などを予算計上してございます。令和4年度につきましても、新型コロナウイルス感染症予防対策を図った上で開催をしたいと考えております。

次に、「文化祭開催事業」につきましては、おおいそ文化祭を開催する経費を計上するところでございますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により2年続けての開催の中止や参加団体の高齢化等による開催方法の見直し等が必要と考え、令和4年度につきましては、開催を休止し、今後のあり方の検討をしております。

次に、「生涯学習館維持管理事業」では、利用者の快適な利用に供するため、生涯学習館の維持管理などを行う事業でございます。令和4年度は、生涯学習館敷地内の街灯のLED化修繕、1階研修室内の壁塗裝修繕、敷地内の高木の剪定を予算計上しております。

次に、「文化財保護事業」では、文化財専門委員会議の開催、埋蔵文化財の調査保存、国・県・町指定文化財助成、文化財の現状確認や防火巡回等を行ってまいります。町内にある文化財案内看板につきましては、平成20年・21年に作成したもので老朽化が激しいため、板面の修繕を行う予算を計上しております。

最後に、「人権啓発事業」でございます。人権問題に対して正しい知識と理解を深めるため、福祉課と共催での人権講演会のほか、人権研修への参加費用を計上しております。

説明は以上でございます。

図書館長) 生涯学習課図書館は、資料の8ページになります。主な事業内容について説明いたします。図書館では、来年度も引き続き5つの事業を実施いたします。

はじめに、「図書館維持管理事業」は、図書館施設の各種設備の保守点検業務委託、修繕を行います。来年度は、2階展示コーナー壁紙張替え工事、地下倉庫壁面漏水補修工事、空調機加湿モジュール交換工事、電算室空調機交換工事、地下給水ポンプユニット維持補修工事、自動ドアセンサー交換工事の修繕を計上しております。

続きまして、「図書館運営事業」は、利用者が必要とする資料を適切に提供するため、会計年度任用職員を本館・分館に配置します。また、図書館運営について意見をいただくため、図書館協議会を年2回実施します。さらに、図書館資料の利用普及を図るため、教養講座を年2回実施します。

また、生涯学習係が図書館に移転したことに伴い、コピー用紙購入のための消耗品費と電話を増設したことによる通信運搬費の増額、隔年で執行しております貸出利用券の印刷を計上しております。いずれの事業も新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行います。

3番目の「図書館コンピュータ・ネットワーク推進事業」は、図書館コンピュータ・システム及び学校図書館設置のパソコンとプリンタの借上げを行い、各種窓口業務、蔵書管理などの効率的な運営を行います。来年度は、学校図書館設置のパソコンとプリンタの借上げ更新を行い、更新に伴う学校図書館管理ソフトウェアの再インストール、新たに生じる学校図書館管理システム使用料を計上しております。

続いて、「図書館資料整備事業」は、図書館資料の充実を図るため、図書、雑誌、新聞、CDなどの選定、発注、受入、整備、配架を行います。また、現在準備中の電子図書館で提供する電子書籍の購入と電子図書館を運営するためのクラウド利用料を計上しております。

最後に、「子ども読書推進事業」は、児童サービス事業として各種行事を実施するとともに、家庭や学校など関係機関、団体等連携を図ってまいります。

図書館の説明は以上となります。

郷土資料館長) 資料9ページをご覧ください。郷土資料館の予算につきまして、事業ごとにご説明いたします。

「郷土資料館運営事務事業」は、郷土資料館運営に係る経費であります。年3回の郷土資料館協議会の開催のほか、記載の事業について、今年度に引き続き実施する予定です。

次の「郷土資料館維持管理事業」は、各種設備等の維持管理のほか、空調機室外機置場の屋根修繕、変電設備のコンデンサー交換を予定しております。

「学芸活動事業」につきましては、基本的な各分野の資料収集・整理、調査研究資料のほか、収蔵資料の映像デジタル化や保存処理等の資料整備を予定しております。

「教育普及・企画展事業」につきましては、各種講座、企画展の開催を予定しております。展示台の整備や、令和3年度から引き続いた事業であります(仮称)明治150年記念冊子の作成委託を予定しております。

旧吉田茂邸に関しまして、まず「旧吉田茂邸運営事務事業」につきましては、新館浴室調度品の製作を予定しております。また、新たに販売用の吉田茂関連製品の製作を予定しております。

「旧吉田茂邸維持管理事業」につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めるとともに、継続した建物の維持管理を予定しております。箇所付けの修繕として、天井等の雨染みクリーニングを予定しております。

「旧吉田茂邸学芸活動事業は」、吉田茂に関する資料収集及び調査研究、また講演会等の開催を予定しております。新規の項目といたしまして、吉田茂に関連した書簡等の資料の複写手数料を上げております。

「旧吉田茂邸利活用推進事業」は、旧吉田茂邸に特化した事業を従来実施してまいりましたが、次年度は開館5周年にあたることもあり、冠を付した事業展開を予定しております。

最後の「郷土資料館施設整備事業」は、令和3年度の第一期工事に引き続き、空調機の第二期更新工事の実施を予定しています。

郷土資料館分は以上です。

教育長) ただいま事務局から説明のありました件について、ご意見、ご質問等があればお願いします。

曾田委員) 学校教育課で、2校共通と書いてありました開校100周年記念のタイムカプセルの発掘ですけども、いつ頃これを埋めてあったのでしょうか。

学校教育課長) 昭和47年か48年に開校100周年ということで、大磯小学校ですと、体育館の横に大きなコンクリートの塊がありまして、その中に記念品というかそういう物が保存されています。国府小学校は校舎の横に記念品を埋蔵というか、保管をしているということです。

曾田委員) テレビでそういった色んなところを見ておりましたら、当時の埋めた子どもたちがみんな集まって、「私こんなことを書いていた。こんなのをに入れていたんだ。」など、色々映像を見たことがあるので、今回もそのような感じでしょうね。

学校教育課長) それぞれの学校で、まだ詳細のところまで行ってないと思いますけども、実行委員会が作られて、その中でどうしていくかというところを検討していくのではないかと思います。

曾田委員) すみません。少し先走った話で。とても思い出深い、何か起きそうな気がし

て、夢があつていいなど、今聞いておりました。ありがとうございます。

教育長) ほかにいかがでしょうか。

濱谷委員) 大磯町教育委員会の点検・評価も承認され、でき上がっております。点検・評価に基づいて予算というものが、要求もある程度加味されているのではという風に理解しております。その視点に立って我々も点検・評価に関わってまいりました。そして次年度は、こういうことを改善点としてやっていただきたいと、こういう提言もしております。特に、学校教育課のほうでは、小学校・中学校、いわゆる GIGA スクールというものが導入されまして、備品購入として Google Work Space、そして、小学校の英語授業用パソコンだとか、あるいは無線カラープリンタだとか、小学校では要求をされております。中学校も同じように、GIGA スクール構想の実用ということで、Google Work Space の初期設定費用等、そしてコンピュータの関連の要求もされております。

そして、小学校のほうにまた戻りますけれども、学校プールの監視業務委託料も新たに予算請求が考えられております。等々、学校教育課のほうを見ると、やはり児童生徒の安全安心、特に、教育委員会の我々の中では、GIGA スクール構想の実用ということを改善をするようにと提言をしておりますので、しっかりと予算を取っていただきたいと思ひます。財政難の厳しい折りですけども、次世代の子どもたちが未来を作るわけですから、しっかりと負けずに予算を獲得していただきたいということを重ねてお願いをいたします。

それから、図書館のほうも、電子書籍の購入が新たに予算設定されています。まさしく時代が移り変わる中で、電子書籍というものは一定の町民の方の利用度が高いだろうと思ひますので、ここもしっかりと予算請求の満額を獲得をするように重ねてお願いをしたいと思います。

等々、点検・評価の作業をしながら、改善点もわかっていらっしゃると思ひますから、そういったところを重点的に予算を請求していただきたいと感じているところでございます。以上です。

教育長) ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

トーリー委員) 全部総括して言うていただきました。全く同意見でございます。

教育長) よろしいですか。町長も教育と福祉を最優先というお考えでやってくださっておりますので、町との予算折衝が始まりますけれども、年明け早々にはほぼ確定をしていくという見込みですので、事務局におきましては、大磯町の教育のため、子どもたちのため、教育予算充実に向けて頑張っていきたいと思ひておりますので、よろしく願ひいたします。

【報告事項第1号 令和3年度大磯町成人式の開催について】

教育長) 続きまして、報告事項に移ります。

それでは、報告事項第1号『令和3年度大磯町成人式の開催について』、事務局より報告をお願いします。

生涯学習課長) 報告事項第1号『令和3年度大磯町成人式の開催について』、説明をさせていただきます。

成人式は、新たに成人を迎えた方々を祝い、励まし、大人としての自覚をもって心豊かな生き方を目指していただくことを願ひて毎年開催をしております。

本年度は、令和4年1月10日の成人の日で大磯プリンスホテル、バンケットホール

にて開催いたします。

主催は、大磯町、大磯町教育委員会と成人式実行委員会で、当日は、成人式実行委員会の進行で成人式を執り行います。

なお、本年度の成人式は、昨年度同様、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2部入れ替え制や、成人式の簡素化等の感染症対策を行い開催いたします。

説明は以上でございます。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いいたします。

<質疑応答>なし

【報告事項第2号 町立幼稚園への令和4年度入園応募状況について】

教育長) 次に、報告事項第2号『町立幼稚園への令和4年度入園応募状況について』、事務局より報告をお願いします。

子育て支援課長) 報告事項第2号『町立幼稚園への令和4年度入園応募状況について』、報告いたします。

表紙をおめくりいただき、「令和4年度 町立幼稚園園児見込数」をご覧ください。

令和4年度の入園願書につきましては、10月15日(金)から配布を行い、受付を11月1日(月)、2日(火)、及び4日(木)の3日間で行いました。

まず大磯幼稚園ですが、年少組が31名、年中組が1名、年長組が1名の全体で33名の願書を受け付けてしております。現在、年少組は29名ですので、2名の増となります。また、クラス数については、年少組2クラス、年中・年長がそれぞれ1クラスで、全体で4クラスでの運営を予定しております。

次に、たかとり幼稚園ですが、年少組22名、年中組2名の応募があり、全体で24名の願書を受け付けてしております。年少組は、現在30名ですので、8名の減となります。また、クラス数については、年少組、年中組が2クラス、年長組が1クラスで、全体で5クラスとなります。

なお、幼稚園のクラス編成については、文部省令の「幼稚園設置基準」に基づき、「大磯町立幼稚園の管理運営に関する規則」及び「大磯町立幼稚園園則」で定めております。

2園の合計として、町立幼稚園全体では、年少組が53名、年中組は3名、年長組は1名の合計57名分の願書を受け付けてしております。昨年度は全体で60名の受付をしておりますので、応募数としては、昨年度より3名の減となります。

なお、資料はありませんが、参考までに私立幼稚園及び認定こども園の幼稚園部門の願書受付状況を報告いたします。

まず、私立こいそ幼稚園については、年少組の受付のみで、20名となっております。昨年度は30名の応募でありましたので、10名の減です。

私立認定こども園あおぼとの幼稚園部門につきましては、こちらも年少組のみの受付で、9名の応募でありました。在園児を含む園児数は、全体で19名となります。

続きまして、サンキッズ国府の幼稚園部門の願書受付状況ですが、こちらも年少のみの受付で7名の応募がありました。在園児を含む園児数は、全体で23名となります。

認定こども園につきましては、保育部門との併願をされている方がありますので、保育園の入園状況により、今後、園児数を変更することがあります。

報告事項第2号『町立幼稚園への令和4年度入園応募状況について』は、以上となります。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いいたします。

<質疑応答>なし

教育長) よろしいでしょうか。

【その他】

教育長) 次に「その他」について、何かございますでしょうか。

教育長) ほかに何かございますでしょうか。

各委員) なし。

教育長) それでは、事務局からお願いします。

■事務連絡

教育部長) 次回の教育委員会定例会は、12月16日木曜日、午前9時30分から本庁舎4階第1会議室で開催予定です。

教育長) それでは、以上をもちまして、令和3年度大磯町教育委員会第8回定例会を閉会いたします。お忙しい中、長時間に渡りご審議いただきまして、ありがとうございました。お疲れさまでした。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

令和3年12月16日

教 育 長 熊 澤 久

教育長職務代理者 濱 谷 海 八

委 員 ト ー リ ー 二 葉

委 員 末 續 慎 吾

委 員 曾 田 成 則